## 議案第53号

# 鳥取県建設工事等入札制度基本方針の一部変更について

次のとおり鳥取県建設工事等入札制度基本方針の一部を変更することについて、鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例 (平成19年鳥取県条例第12号) 第5条において準用する同条例第4条の規定により、本議会の承認を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県建設工事等入札制度基本方針の一部変更について

鳥取県建設工事等入札制度基本方針(平成19年3月14日制定)を次のとおり変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前	
						1

#### 第2 適正な競争性の確保

- 〇 略
- 1 競争入札に関すること
  - 〇 略
- このため、一般競争入札<u>を基本</u>とするが、県内の建設業界等の健全な育成も考慮しながら、一定の条件を設けた一般競争入札である制限付一般競争入札(本店の所在地、施工能力、技術者等の条件を付して調達を行い、当該調達に係る入札への参加を希望した者で当該条件を満たしたすべてのものを当該入札に参加させる入札の実施方法をいう。以下同じ。)により、競争性の確保を図っていくものとする。
- また、制限付一般競争入札の適用に当たっては、電子入札(知事又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行う入札をいう。以下同じ。)

- 第2 適正な競争性の確保
  - 〇 略

  - 1 競争入札に関すること
  - 〇 略
  - このため、一般競争入札<u>の導入の拡大を図るもの</u>とするが、県内の建設業界等の健全な育成も考慮しながら、一定の条件を設けた一般競争入札である制限付一般競争入札(本店の所在地、施工能力、技術者等の条件を付して調達を行い、当該調達に係る入札への参加を希望した者で当該条件を満たしたすべてのものを当該入札に参加させる入札の実施方法をいう。以下同じ。)<u>を導入し、今後早期にその適用範囲を拡大していくことで入札に参加する者を増やし</u>、競争性の確保を図っていくものとする。
  - また、制限付一般競争入札の適用<u>範囲を拡大する</u>に当たっては、電子入札(知事又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行う入札をい

の適用<u>を</u>併せて行うこととし、これにより、開札するまで の間は入札に参加した者を特定することができない状況を 確保するものとする。

#### (1) 建設工事に係るもの

〇 略

ア略

イ略

ウ 県内向け建設工事の入札に参加させる条件として知事が設ける県内建設業者の本店等の所在地に係る区域制限(以下「区域割」という。以下同じ。)は、次の表の第1欄に掲げる発注工種(建設工事の工事内容に応じて知事が別に定める工種区分をいう。以下同じ。)、第2欄に掲げる請負対象設計金額及び第3欄に掲げる施工現場(建設工事を施工する場所をいう。以下同じ。)の所在地の区分に応じ、それぞれ第4欄に定めるとおりとする。

ただし、次の表の第4欄に定める区域割の区分によると当該工事の入札の条件を満たす者の数が少なく適

う。以下同じ。)の適用<u>範囲の拡大と</u>併せて行うこととし、 これにより、開札するまでの間は入札に参加した者を特定 することができない状況を確保するものとする。

#### (1) 建設工事に係るもの

〇 略

ア略

イ略

ウ 県内向け建設工事の入札に参加させる条件として知事が設ける県内建設業者の本店等の所在地に係る区域制限(以下「区域割」という。以下同じ。)は、次の表の第1欄に掲げる発注工種(建設工事の工事内容に応じて知事が別に定める工種区分をいう。以下同じ。)、第2欄に掲げる請負対象設計金額及び第3欄に掲げる施工現場(建設工事を施工する場所をいう。以下同じ。)の所在地の区分に応じ、それぞれ第4欄に定めるとおりとする。

ただし、次の表の第4欄に定める区域割の区分によると当該工事の入札の条件を満たす者の数が少なく適

正な競争性が確保できないと認められる場合は、当該 区域割による区域と隣接する区域も含めたものに拡大 する等により、入札に参加することができる建設業者 の数を増やすものとする。

発注工種	請負対象設計金額	施工現場の所在地	区域割
略			
上記以外の工種	6千万円未満	東部区域(鳥取県土 整備事務所及び八頭 県土整備事務所の所 管区域をいう。以下 同じ。)内 中部区域(中部総合 事務所の所管区域を いう。以下同じ。)内 西部区域(西部総合 事務所の所管区域を いう。以下同じ。)内	東部区域中部区域西部区域
	略		

正な競争性が確保できないと認められる場合は、当該 区域割による区域と隣接する区域も含めたものに拡大 する等により、入札に参加することができる建設業者 の数を増やすものとする。

発注工種	請負対象設計金額	施工現場の所在地	区域割
略			
上記以外の工種	6千万 円未満	東部区域( <u>東部総合</u> 事務所及び八頭 <u>総合</u> 事務所の所管区域を いう。以下同じ。) 内	東部区域
		中部区域(中部総合事務所の所管区域をいう。以下同じ。)内	中部区域
		西部区域(西部総合 事務所及び日野総合 事務所の所管区域を いう。以下同じ。) 内	西部区域
	略		

工 略

工 略

#### (2) 測量等業務に係るもの

- 測量等業務を発注する場合は、次のとおり取り扱うも のとする。
  - ア 測量等業務に適用する入札方式及び当該入札方式に 係る電子入札の適用については、次の表の左欄に掲げる 委託対象設計金額(測量等業務に係る契約の対象となる 部分の設計金額をいう。以下同じ。)の区分に応じ、そ れぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとする。

ただし、次の表の中欄に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合又は災害等の緊急性の高い測量等業務を発注する場合その他適正な入札を行うために知事が必要と認めた場合は、これらの入札方式の区分によることなく、知事は指名競争入札その他の適切な入札方式を選定することができるものとする。

委託対象設計金額	入札方式	電子入札 の適用の 有無
略		

#### (2) 測量等業務に係るもの

- 測量等業務を発注する場合は、次のとおり取り扱うものとする。
  - ア 測量等業務に適用する入札方式及び当該入札方式に 係る電子入札の適用については、次の表の左欄に掲げる 委託対象設計金額(測量等業務に係る契約の対象となる 部分の設計金額をいう。以下同じ。)の区分に応じ、そ れぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとする。

ただし、次の表の中欄に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合又は災害等の緊急性の高い測量等業務を発注する場合は、これらの入札方式の区分によることなく、知事は適切な入札方式を選定することができるものとする。

委託対象設計金額	入札方式	電子入札 の適用の 有無
略		

・サービスその他の技術的サービスの調達契約に係る基準額未満略

イ 略

- 2 · 3 略
- 第3 品質の確保及び不良・不適格業者の排除
  - 〇 略
  - 〇 略
  - 〇 略
  - 〇 略
    - (1) 略
    - (2) 測量等業務に係るもの
      - ア 総合評価競争入札等の実施

地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する 総合評価一般競争入札、同令第 167 条の 12 第 4 項に規定 する総合評価指名競争入札その他の入札方式を積極的に 活用することにより、測量等業務の品質の確保を図るも ・サービスその他 の技術的サービス の調達契約に係る 基準額未満

略

イ 略

- 2 · 3 略
- 第3 品質の確保及び不良・不適格業者の排除
  - 〇 略

  - 〇 略
  - 〇 略
    - (1) 略
    - (2) 測量等業務に係るもの

のとする。

イ 応募条件の設定

履行能力を有する者への発注を行うために、委託対象 設計金額に応じ、会社が保有する技術者の数、資格等の 条件を定めるものとする。

ウ 資格を有する技術者の配置

低価格落札者に対しては、技術士(技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士をいう。)等必要な資格を有する者を技術者として配置させるものとする。

エ 成果品の重点確認の実施

低価格落札者に対しては、成果品に対する通常の履行 確認に加え、さらに重点的かつ詳細な履行確認を行うも のとする。

第4・第5 略

第6 この方針の適用等

削除

ア 応募条件の設定

履行能力を有する者への発注を行うために、委託対象 設計金額に応じ、会社が保有する技術者の数、資格等の 条件を定めるものとする。

イ 資格を有する技術者の配置

低価格落札者に対しては、技術士(技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士をいう。) 等必要な資格を有する者を技術者として配置させるものとする。

ウ 成果品の重点確認の実施

低価格落札者に対しては、成果品に対する通常の履行 確認に加え、さらに重点的かつ詳細な履行確認を行うも のとする。

第4・第5 略

第6 この方針の適用等

○ 次の表の左欄に掲げる県の機関が発注する建設工事等の入 札については、当面の間、同表の右欄に掲げる基本方針の項

### **目等は適用しない。**

県の機関	基本方針の項目等
病院局及び警察本部	第2の1に規定する電子入札の 適用範囲の拡大に関する部分
教育委員会事務局(本庁 組織を除く。)	第2の1に規定する電子入札の 適用範囲の拡大に関する部分並び に第3の(1)のウの経営診断の受 診指導及びエの施工現場実態調査 の実施

- 〇 略
- 〇 略

附則

〇 略

〇 略

変更後の鳥取県建設工事等入札制度基本方針は、令和4年4月1日以降に県が発注する建設工事等の入札について適用する。